

動物の権利とフェミニズム

——関係性、感情、インターセクショナリティ

鬼頭葉子

はじめに

権利かケアかといった二者択一的問いは、動物倫理に限らずこれまで何度となく繰り返されてきた。ジョセフィン・ドノヴァンは 1990 年の論文で、カルチュラル・フェミニズムは、動物の扱いに関する倫理に対して、より実行可能な理論的基礎を提供できると主張している¹。ここでドノヴァンは、動物権利論（彼女はここに自然権論と功利主義を含める）の議論を批判しつつ、動物との情緒的、精神的な対話に基づく、ケアや気遣いといった「女性の関係的文化」から動物倫理を構築することを提唱している。ドノヴァン自身は自然権論や功利主義の哲学的議論の有効性を認めるが、その後のフェミニズムを基盤とした動物倫理は（フェミニズム自体は権利概念と密接な関係にあるにもかかわらず）、動物の権利について論じることはほとんどなかった。ローリー・グルーエンも、動物倫理におけるフェミニストのケアの伝統は、功利主義の客観的な計算や、権利に基づくアプローチの過剰な単純化や絶対主義を否定し、動物を我々と関係のある存在とみなすとしている²。

筆者は、動物の倫理的扱いに関する議論から権利概念を完全に脱落させることは適切ではないと考えるが、従来の権利概念に問題がないとも思えない。デリダ思想と動物倫理を専門とするパトリック・ロレッドは、キャロル・アダムズのテキストを引きつつ次のように述べる。「…法権利の脱構築は、はるか以前から法権利を根拠づけてきた動物の思想とはまったく異なる思想を本当に生み出すことができるのか、という問いである。別の仕方と言うならば、動物たちを男性的権力から最良の形で解放することができるのは結局、法権利なのだろうか、あるいは、法権利はみずからに内属している供犠の論理によって根底

¹ Josephine Donovan, "Animal Rights and Feminist Theory." *Signs: Journal of Women in Culture and Society*, Volume 15, No. 2, 1990, p. 353.

² Lori Gruen, *Ethics and Animals: An Introduction*, Cambridge University Press, 2011, p. 37. (ローリー・グルーエン『動物倫理入門』河島基弘訳、大月書店、2015 年、37 頁)

的に貫かれているのではないだろうか³。」

それではフェミニズム思想から、動物権利論に対してどのような提案ができるのだろうか。実のところ、動物の権利について直接論じているフェミニズム思想は多くはない。しかし、フェミニズムは従来の権利概念に対して批判的に対峙してきた歴史があり、フェミニズム哲学における議論は、動物の権利を考える際に顧慮する意義があるかもしれない。そこで本稿では、近年のフェミニズム哲学において注目されている、関係性、感情、インターセクショナルリティという三つの概念について紹介しつつ、フェミニズム思想の特質を明確化し、最後にフェミニズム思想によって動物権利論への建設的な提言が可能なのか考えてみたい。

第1節 関係性

フェミニズム法学では、権利を関係性と関連付ける「関係的権利 (rights in relationships, communal rights)」が論じられている⁴。関係的権利について考える論者として、マーサ・ミノウ、メアリー・シャンリー、ジェニファー・ネデルスキーらが著名である。ミノウとシャンリーは家族間の関係性における権利(殊に子どもの権利)について議論を集中する。ミノウが言う関係的権利は、子どもはもちろん、大人も有している相互依存的関係など、多様な関係性を権利の枠組みにおいて考察するものであり、このような権利は人びとを切り離すためではなく、つなぐために用いられる概念である。ミノウの狙いは、「差異の実相を複雑に織りなす多様性の網の目に位置づけ⁵」、多様な関係性を守ろうとする関係アプローチと、子どもなど有能な合理的主体と捉えられてこなかった人びとに権利を保証し、その状況を改善しようとする権利アプローチの、両者を統合することである。

ネデルスキーによれば、関係的権利とは基本的に人間同士の平等という価値を体現する手段であるが、人間以外のものの内的価値をも示唆している。そしてネデルスキーは、人

³ パトリック・ロレッド、『ジャック・デリダ 動物性の政治と倫理』西山雄二・桐谷慧訳、勁草書房、2017年、119～120頁。

⁴ 従来の動物倫理でも権利論を基盤としつつ関係アプローチを接続する議論が見られるが(たとえば、クレア・パルマー、キース・バージェス＝ジャクソン、エリザベス・アンダーソンら)、本論で見るフェミニズム法学における関係的権利は、これらの議論とは手法が異なる。

⁵ 大江洋、『関係的権利論—子どもの権利から権利の再構成へ』、勁草書房、2004年、57頁。

間の経験の关系的側面に注目し、権利の概念も関係性という観点から捉え直すことを提唱する。一般的に英米圏では、人間は本質的にお互い分離した存在だとみなされていると彼女は言う⁶。英米における法と権利の概念は、自己と自律 (autonomy) の根底にある概念に依存している。自律を自立 (independence) と理解するような誤りは、実際に自律を育てるような関係を促進することができない。彼女の見解では、人間が自己にとって、また自己が繁栄する可能性にとって中心的となる価値は、関係性によって実現される。たとえば自律といった価値は、親や教師、雇用主によって実現したり、損なわれたりする。権利を含む法とは、自律のような価値を育んだり、損なったりするような関係を形成する主要な修辭的・制度的メカニズムの一つなのである⁷。ネデルスキーは人間（その他の存在も含めて）が持つ「創造的な相互作用の能力 (capacity for creative interaction)」を、自律性を構成する重要な要素としている⁸。この創造的な相互作用の能力は、他者との相互作用のなかで自分自身を創造する能力のことであるが、このような能力も関係性のうちに発揮されるのである。

ネデルスキーが述べる関係性について、さらに確認しておきたい。人びとが関係によって形成されているという最も身近な例は、子どもは家族、特に両親によって人格形成されるという事態である。子どもが成人年齢に達すると、理性的行為者となり、関係性は単に自ら選び取ることができるかのように捉えられ、人は関係によって形成されるという認識は薄れていくことになる。ネデルスキーは、『依存的な理性的動物』(1999年)におけるマッキンタイアの議論について、依存性に注意を向けるというフェミニストの課題を取り上げたと評価している。マッキンタイアは、同書のなかで、従来の道徳哲学が片隅に置いてきた、人間の脆弱性と他者への依存から、人間本性や人間の共同体性を説明しようと試みている⁹。ネデルスキーもマッキンタイアに同意しつつ、人間が他者を必要とするのは、病

⁶ Jennifer Nedelsky, *Law's Relations: A Relational Theory of Self, Autonomy, And Law*, Oxford University Press, 2011, p. 3.

⁷ Ibid., p. 3.

⁸ Ibid., pp. 46-7.

⁹ Alasdair MacIntyre, *Dependent Rational Animals: Why Human Beings Need the Virtues*, Open Court, 1999, p. 4. (アラスデア・マッキンタイア『依存的な理性的動物ーヒトにはなぜ徳が必要か』高島和哉訳、法政大学出版局、2018年、4～5頁)

気や老齡などで身体的能力が低下したときだけでなく、人間が愛や創造性、自律など中心的な能力を発達させることができるのは社会において他者に依存しているからであり、依存性が關係的自己の中核であることを主張している。ネデルスキーが言う關係的自己とは、家族や友人など、個人的で親密な關係のみを指すものではない。また關係性は、構成的な（constitutive）もので、限定的な（determinative）ものではない¹⁰。フェミニズム思想においては、これまで女性が妻や母親といった關係によって規定されてきたことが批判されており、ネデルスキーはそのことに言及している。しかし關係は、人が誰であるか、何をし、何になるかを限定するものではなく、關係的自己は、他者との關係のうちにありつつも自律性があるものとして捉えられている。そして完全に人間的な自己とは、身体的・感情的・關係的なものであり、この三者すべてが統合されたものが、人間の自己に関する概念として適切なのである¹¹。このような「多次元的自己」は、伝統的に理解されてきた「合理的行為者」という自己理解より、法に資するとネデルスキーは言う¹²。合理的行為者を權利主張の根拠とする考え方は、人間の身体的性質、感情や情動、そして身体と感情の両方によって具現化される差異や個人の特殊性との関連性を否定している¹³。人間の能力の発達における身体、感情、關係の役割を理解することなしに、自律のような中核的な価値を育むものを適切に理解することはできない。法は、広範で關係的な自律の概念を用いることによって、より適切に課されるべき責任の種類を評価することができるようになる¹⁴。

さらにネデルスキーは、權利概念の再解釈へと進む。權利を關係的なものとして理解するネデルスキーにとって、權利とは、ロナルド・ドゥオーキンのように「切り札」として捉えられるものではない¹⁵。ドゥオーキンにとって、權利は緊急の政策や他の諸權利には従属することがあるかもしれないが、集團的な目標一般には従属しないものである¹⁶。一

¹⁰ Nedelsky, *Law's Relations*, p. 31.

¹¹ Ibid., p. 33-4.

¹² Ibid., p. 158.

¹³ Ibid., p. 162.

¹⁴ Ibid., p. 194.

¹⁵ Ronald Dworkin, *Taking Rights Seriously*, Bloomsbury Revelations, 2013[1977], p. 6.

¹⁶ Ibid., pp. 115-19. 参照：深田三徳「現代權利論の一考察」、『法哲学年報』1984年号、1985年、100～123頁。

方ネデルスキーにとって「権利」（法的権利）とは、価値を表現し、争い、実行するための「制度的・修辭的手段」を意味し、また「核となる価値の実現に関する集団的決定」を意味する¹⁷。特に憲法上の権利は、核となる価値に対する説明責任を政府に持たせるための手段である。手段としての権利と、実現される価値とは明確に区別され、中核となる価値には自律の他、平等、尊厳、安全、さらに地球やその他の被造物への尊重と配慮といったものが含まれている¹⁸。

ネデルスキーによれば、人間は独自の個人であると同時に、本質的に社会的な生き物である。一方リベラルの伝統では、人間を自立した個人と捉え、権利概念も個人主義的なものとして捉えてきた。このような権利理解は、問題を不明瞭にするもの（*obfuscation*）であり、他者を疎外し隔てを作るものであると批判することができる¹⁹。一方ネデルスキーが主張する、権利に対する関係アプローチは、権利がどのように関係を形成し、それらの関係がどのように価値を促進する（あるいは損なわせる）のかについて探求するものである。これは既存の権利を破棄するものではなく、既存の権利を再解釈するものであるとネデルスキーは言う。「関係を構築するものとして権利を理解することは、権利のリベラルな伝統に組み込まれた個人主義的な前提の多くを一掃し、反証する²⁰」。前述のように、権利が政治的議論の中心となる場合、人びとが本当に求めているものは何かを明らかにするよりも、むしろ不明瞭にしてしまうことがあるが、関係論的な分析は、何が本当に問題なのかを明らかにするものであるとネデルスキーは主張する。ネデルスキーは、権利における「疎外と隔て」という性質も、ある関係性を示しているとして、次のような事例を挙げる。たとえば人びとをホームレス状態にするのは、所有権という体制の一部であり、権利は関係を構築するものである²¹。所有権は権力関係を作り出しており、家の所有者はホームレスを排除し、工場所有者はその従業員が作った製品を要求することを可能にしている。このままでは所有権は単に「疎外と隔て」を保証する装置だが、この権利を他者への責任

¹⁷ Nedelsky, *Law's Relations*, p. 233.

¹⁸ Ibid., p. 241.

¹⁹ Ibid., pp. 250-52.

²⁰ Ibid., p. 250.

²¹ Ibid., p. 4.

や関係性として捉え直すならば、他者を排除する力とホームレスの人びとの苦境との間に
つながりがあることが理解できることになる。

このような射程を持った関係的権利は、全体的目標に従属させられることから「切り札」
として個人を守るといった権利概念とは異なってくるだろう。ネデルスキーが主張するの
は、「核となる価値を促進するために関係を構築する手段としての権利」であり、関係的
権利の範囲は、人間以外のすべての生命体にまで適用される可能性がある。ネデルスキー
は関係的権利の前提として、「創造的な相互作用の能力」を置く。このような関係的権利
は人間固有のものではなく、生けるものすべてが持ちうる権利である。他の生の形態と人
間との間に境界線を引くことは、関係的な考え方と相容れない²²。ネデルスキーは、尊重
と責任ある関係性を実現するため、人間に対しては固有の平等という語を用いるが、地球
や宇宙を共有する人間以外の存在に対しては、「計り知れない内在的価値」の語を用いて
いる²³。これまでの人間の平等を主張する仕方は、人間以外の存在を線引きして排除して
きたことになる。

近年のように動物の権利が主張される場合でも、無生物であるとみなされた存在が、
我々に対して何らかの要求をしている可能性は無視されるとネデルスキーは言う²⁴。そし
て動物たちとの関係や、地球（そして宇宙）を共有している多種多様な存在との関係も再
構築する必要が主張される。平等や尊厳、安全、調和、自律といった、人間にとっての中
核的な価値を醸成する人間同士の関係は、人間以外の世界との関係は無視した状況下では
ありえないからである。ネデルスキーは「創造的な相互作用の能力」を格付けしたり、人
間がそれらと結ぶことのできる絆の種類によって順位をつけたりすることも可能である
としながらも、このような順位付けは、他の実体が人間とどの程度似ているか（たとえば、
痛みを感じる能力があるか、認知能力はあるか、その実体の社会的関係はいかなるものか
など）に基づく従来のアプローチと同様、あまり意味のあるものではないと言う²⁵。彼女
によれば、人間以外のものを排除しないためには、すべての存在に固有の平等という言葉

²² Nedelsky, *Law's Relations*, p. 195.

²³ Ibid., p. 195.

²⁴ Ibid., p. 195.

²⁵ Ibid., p. 196.

を使うか、あるいは人間を含むすべての存在に対して、計り知れない固有の価値という言葉を使うかどうかである。しかし人間と他のすべての実体の間に固有の平等があるということは、混乱を招く²⁶。関係アプローチでは、この世界の他の存在との間に敬意と責任の関係を見出すことが義務づけられるということを意味しており、それはすべてのものが平等であるということではない。この義務は、すべての実体が本質的で計り知れない価値を持っていることから由来するのである。

ネデルスキーの主張する関係的権利は、人間あるいは人間以外の生き物との間に責任ある関係性を見出すことを可能にし、自己の自律は他者との関係性の内において成立することを明らかにする。権利は「健康な大人の人間が持っている能力」との類似性に基づいて設定されるものではなく、人間との関係性に基づくものであることは注目に値する。ただし、ネデルスキーの場合、権利と能力との結びつきを若干残している点で、さらに改良の余地があるように思われる。関係的権利論は、ケアを重視した動物倫理を主張する論者たちが権利について提示した懸念に対して一つの回答を提示しうる概念であり、実効性のある法的権利へ結びつくという点で、ケアの倫理の持つ課題は乗り越えていると思われる。

もちろん関係的権利にも課題はある。たとえば権利者が宇宙規模に拡大し得るにも関わらず、権利を保護する責任の主体は人間のみに課せられるとしたら、人間はその責を果たすことが可能だろうか。また、権利者がほぼ無限に拡大する可能性がある中で、さまざまな権利の衝突も起こってくるだろう。そのような場合の調整を可能ならしめる仕組みを構築することは可能なのだろうか。このような問いに対する明確な答えは困難である。

しかし、権利の資格と範囲を線引きして確定することから始めるのではなく、事実としての相互関係性から出発していること、権利の範囲に柔軟性を持たせていること、排除ではなく包摂を重視するという姿勢など、関係的権利にはフェミニズム思想の特徴が多く現れており、従来の動物権利論とは異なるアプローチを開く可能性を持っているのではないかと思われる。

第2節 感情

²⁶ Nedelsky, *Law's Relations*, p. 198.

1980年代以降、法学では法と感情についての研究が発展した。たとえばウィリアム・ブレナンは「情熱の洞察から切り離された形式的理性」を批判し、情熱が法的推論を強化すると主張した²⁷。ブレナンの主張を契機として、法と感情についての論争が起こった。この論争は一般的な感情についてのものであったが、1990年代になって、刑法に潜在する感情、被害者感情、恥辱刑、法的判断における同情など、法と感情についてのさまざまな研究が進んだ²⁸。スーザン・バンドスとジェレミー・ブルメンタルは、法と感情についての研究が進展した背景に、哲学、心理学、社会学などの分野における感情についての学術的研究、法学における学際的研究の機運、リアリズム法学者によって提起された司法の客観性についての問いに対する批判的人種理論に加えて、フェミニズム思想による議論の深化を挙げる。とりわけフェミニズム法学が、従来の法体系においては、共感（*empathy*）や思いやり（*compassion*）といった重要な資質を排除した理性が優遇される傾向があると主張したことは、法と感情についての研究の創成期を支える重要な力となったと指摘する²⁹。

法学者のキャサリン・エイブラムスは、フェミニズム法学における法と感情の関係についての理解を3つに区分している³⁰。以下、エイブラムスの分類に沿って、フェミニズム法学における感情の位置付けを確認したい。

1980年代後半、自らのアイデンティティに関わる経験における感情と法を結び付けて論じるフェミニズム法学研究が現れた³¹。職業から排除されてきた女性の感情や、性的暴力を受けた女性の感情をあらわにすることで、女性を束縛し抑圧する社会と法制度を告発し、新たな法的規範を示す一連の研究である。たとえば、マリー・アッシュは生殖に関する法規制についての論文で、彼女自身の出産、流産、中絶の経験について述べた。アッシ

²⁷ William J. Brennan Jr., “Reason, Passion, and ‘The Progress of the Law’,” *Cardozo Law Review*, Volume 10, Issues 1-2, 1988, pp. 3-24.

²⁸ Terry A. Maroney, “Law and Emotion: A Proposed Taxonomy of an Emerging Field,” *Law and Human Behavior*, 2006, Volume 30, pp. 121-2.

²⁹ Susan A. Bandes and Jeremy A. Blumenthal, “Emotion and the Law,” *Annual Review of Law and Social Science*, 2012, Volume 8, pp. 162-3.

³⁰ Kathryn Abrams, “Legal Feminism and the Emotions: Three Moments in an Evolving Relation,” *Harvard Journal of Law & Gender*, Volume 28, 2005, pp. 327-44.

³¹ *Ibid.*, pp. 327-30. エイブラムスはこれをアイデンティティ主義者の瞬間（the identitarian moment）と呼ぶ。

ュは、自らの経験という物語をとおして個人を超えた女性の経験と感情に訴えることで、生殖に関する法制度の実質的な規制緩和を主張した³²。また、黒人の法学者であるパトリシア・ウィリアムズは論文“The Obliging Shell”の中で、疎外された集団の一員であることの苦痛と困惑について、具体的かつ感情的な言葉で表現した³³。ウィリアムズの物語は複雑で内省的な要素を含んでおり、法についての具体的な提案はないものの、形式的な機会均等の無意味さやアファーマティブ・アクションの可能性についての法的洞察につながる議論を提示した。ウィリアムズ自身は、アファーマティブ・アクションの有効性に期待しているが、複雑な問題の解決策として、どちらか一方に偏ることの問題性も指摘している³⁴。フェミニズム理論のようなマイノリティ批評と呼ばれるものの核心は、両義的で多義的な見方である³⁵。スーザン・エストリッチは、論文“Rape”の冒頭で、自身の受けた性暴力について感情も含め語っている。エストリッチは、性暴力によって女性が経験する苦悩や混乱といった感情を明らかにし、法制度や法律家がいかに性暴力に伴う感情を軽視してきたかを訴え、こういった感情を考慮した法改正を提案した³⁶。たとえば、性行為における「非同意」は単に身体的抵抗や言葉による「ノー」だけではなく、被害者の沈黙によっても証明可能とすることを主張している³⁷。

これらの主張に対し、感情的かつ主観的特殊性を伴う個人的物語は、客観的で匿名性をもった法的分析には適切でないとの批判が寄せられた。この批判に対してフェミニズム法学者は、感情的な共鳴から抽象化される議論とは何か、感情的な知識は何をもたらすのか、距離として理解される客観性と自分の決定に対する責任との関係はどのようなものか、と問い、法と感情との関係理解を深めていった³⁸。たとえば、メンケル＝メドウは、女性が

³² Marie Ashe, “Zig-Zag Stitching and the Seamless Web: Thoughts on ‘Reproduction’ and Law,” *Nova Law Review*, Volume 13, Issue 2, 1989, P. 383. Cf. p. 371.

³³ Patricia Williams, “The Obliging Shell: An Informal Essay on Formal Equal Opportunity,” *Michigan Law Review*, Volume 87, Issue 8, 1989, pp. 2128-51.

³⁴ Ibid., pp. 2141-3.

³⁵ Ibid., p. 2151.

³⁶ Susan Estrich, “Rape,” *The Yale Law Journal*, Volume 95, No. 6, 1986, pp.1087-8.

³⁷ Ibid., pp.1180-82.

³⁸ エイブラムスはこれを認識論的瞬間 (the epistemological moment) と呼ぶ。Abrams, “Legal Feminism and the Emotions,” p. 330-32.

多い法律事務所では、より協力的に作業する習慣があることを指摘した³⁹。またレスリー・ブレンダーは、感情的なつながりを重視する「ケア・ベース」の論証は、「女性の文化」から生まれ、法的推論や意思決定の質を向上させる可能性があると主張した⁴⁰。

さらにフェミニズム思想は、「女性」や「感情」が単に一元的なアイデンティティではなく、さまざまに変化し、論争可能性のあるものであることを発見する。そのような非一元的性質は法においても同様であり、法の「客観主義」と呼ばれるものは普遍の自然法則ではなく、人間によって作られた一つの枠組みを反映しているに過ぎないことを見出した。逆に、多様な可能性に対して単一の支配的な枠組みを押し付けることは、伝統的な法的ルールや男性的な社会慣習と同様に、排除や抹殺、疎外といったものを生み出す恐れがあるというのである。このような「構成主義的思索」の結果、フェミニズム法学自体にも変化が現れた。すなわち、理性的な男性と感情的な女性といった二項対立的枠組みは否定され、女性のみにも焦点を当てた研究からより広い意味でのジェンダー研究へと変化していったのである⁴¹。たとえば、キャサリン・マッキノン⁴²は性別に規定された職務において、セクシュアルハラスメントが不可避免的であり、性別に基づく評価が経済的評価に結び付くことで男性による女性支配が継続されると批判したが⁴²。他方キャサリン・フランクは、セクシュアルハラスメントが性差別的イデオロギーの実例であり、男性的男性（あるいはヘテロな性的主体としての男性）と女性的女性（あるいはヘテロな性的対象としての女性）を想定するジェンダー規範の体系に従って、ハラスメントを行う側と受ける側とのアイデンティティを規定・強制・維持する行為であると分析した⁴³。男性的なものと女性的なものとの区別や、そこに含まれる上位／下位の関係が有害な影響をもたらしている事実は、依然として重要な議論の対象であるが、効果的な思考や健全な法的議論においては、理性と

³⁹ Carrie Menkel-Meadow, "Portia in a Different Voice: Speculations on a Women's Lawyering Process," *Berkeley Women's Law Journal*, Volume 1, 1985, pp. 39-63.

⁴⁰ Leslie Bender, "From Gender Difference to Feminist Solidarity: Using Carol Gilligan and an Ethic of Care in Law," *Vermont Law Review*, Volume 15, No.1, 1990, p. 18, p. 23.

⁴¹ エイブラムスはこれを構成主義的瞬間 (the constructivist moment) と呼ぶ。Abrams, "Legal Feminism and the Emotions," p. 332ff.

⁴² Catharine MacKinnon, *Sexual Harassment of Working Women*, Yale University Press, 1979, p. 18, p. 23.

⁴³ Katherine M. Franke, "What's Wrong with Sexual Harassment," *Stanford Law Review*, Volume 49, No.4, 1997, pp. 692-3.

感情は相互浸透（interpenetration）しており⁴⁴、ジェンダーは、これまで二項対立とされてきた特性が「相互に浸透し、組み合わせられ、再配置された変化を反映する概念」として説明されるようになった⁴⁵。またフェミニズム法学が注目する感情も、これまでの怒り、恐怖、嫌悪、恥などに加えて、複雑で移ろいやすいアイデンティティや複数の解釈が可能な事実に対する感情、つまり、怒りや恐怖などといった感情よりも複雑な感情〔たとえば混乱（confusion）、驚き（surprise）、まごつき（disorientation）〕も、議論の射程に含まれるようになった⁴⁶。

テリー・マロニーは、法と感情の直接的・間接的關係について、（フェミニズム法学に限らず）これまでの研究をアプローチごとに分類している。それによれば、法と感情については、感情、感情に関する理論、あるいは感情に主導された経験を、（可能性も含めて）法に反映するべきであるとする法学研究が多く発表されている⁴⁷。このような法学における基盤的研究状況を考慮すれば、フェミニズム法学の注目する、混乱や驚き、まごつきといった複雑な感情でさえ、法的権利に書き込むことを議論する可能性はあるかもしれない。

動物倫理の議論に沿って考えてみたい。動物を巡る感情は、動物の不当な扱いに対する怒りや悲しみもあれば、動物への倫理的配慮が未だ十分に広がっていないことと、それが社会的文化的構造と強固に結合していることに対する一種の「驚き」や「嘆き（ときに諦め）」、あるいは人間も動物性（animality）を有するにもかかわらず、実際に人間以外の動物が置かれている状況との間にあるギャップへの「まごつき」など、数多の感情が複雑に入り混じっている。しかも（フェミニズム哲学が指摘するとおり）これらの感情は二項対立的に割り切れるものでもない。比較的単純な「怒り」という感情でさえ、その矛先は動物を虐待する者に対して向けられることもあれば、動物への倫理的配慮を徹底できない自分自身にも向き得るのではないだろうか。

フェミニズム法学の法と感情についての議論は、動物を巡る複雑な感情を、単純化せず複雑なまま取り扱い、社会との関わりを検討しつつ、法的権利に反映させるという極めて

⁴⁴ Kathryn Abrams, “The Progress of Passion,” *Michigan Law Review*, Volume 100, Issue 6, 2002, p. 1602.

⁴⁵ Abrams, “Legal Feminism and the Emotions,” p. 337.

⁴⁶ Ibid., p. 342.

⁴⁷ Maroney, “Law and Emotion,” pp. 119-42.

困難な道について考える手掛かりを与えてくれるかもしれない。そして感情という要素を、法から切り離すことなく掬い上げることによって、動物に対する憐れみや思いやりなどといった感情から出発する倫理に法的基盤を与える可能性が見出されるのではないだろうか。

第3節 交差性（インターセクショナリティ）

米国の社会学者レスリー・マッコールは、交差性は「女性学が関連分野と連携してこれまで行ってきた最も重要な理論的貢献」であると主張する⁴⁸。交差性とは、1989年、法学者キンバリー・クレンショールが提唱した言葉で、差別はジェンダーや人種など、ひとつの基準のみで起こるのではなく、いくつかの抑圧システムが交差して構成されるものであることを示している⁴⁹。たとえば黒人女性は、ジェンダーと人種という二つのカテゴリによる抑圧を別々に経験するだけでなく、これらの抑圧が重なり合い、黒人女性固有の経験を生み出すことになる。クレンショールは、交差性を多くの車が行き交う交差点になぞらえている。差別は、交差点における交通のように、一方向から、また多方向から流れることがある。黒人女性が交差点において被害を受けた場合、それは性差別や人種差別に起因するかもしれないが、「事故」を再現することは容易ではない。抑圧は、単に複数の抑圧が加算される静的なものではなく、相互連動し、新たなものを造り出す。「交差的な経験は、人

⁴⁸ Leslie McCall, "The Complexity of Intersectionality," *Signs: Journal of Women in Culture and Society*, Volume 30, No.3, 2005, pp. 1771.

⁴⁹ 「交差性」という言葉自体はクレンショールが提唱したものだが、この概念が指摘する課題についてはそれ以前から指摘されていた。たとえばアヴター・ブラーとアン・フェニックスは、アメリカの反奴隷運動スポークスウーマンであるソジャーナ・トゥルースが、1851年にオハイオ州で開かれた「女性の権利会議（Women's Rights Convention）」におけるスピーチでジェンダーと人種の交差性について批判的に考察したことを指摘している。Avtar Brah and Ann Phoenix, "Ain't I a Woman? Revisiting Intersectionality," *Journal of International Women's Studies*, Volume 5, Issue 3, 2004, pp. 75-86. またディルらは、トゥルースに加えてマリア・スチュワート、アンナ・ジュリア・クーパーといった黒人女性や、W・E・B・デュボイスのような知識人が、人種、ジェンダー、階級が複数かつ同時に作用する黒人女性特有の課題を明確にしたことを指摘する。Bonnie Thornton Dill & Marla H. Kohlman, "Intersectionality: A Transformative Paradigm in Feminist Theory and Social Justice," In *Handbook of Feminist Research: Theory and Praxis*, Sharlene Nagy Hesse-Biber ed, Sage Publications, 2011, pp. 154-5.

種差別と性差別の合計よりも大きい」とクレンショーは述べた⁵⁰。

これに対してパトリシア・ヒル・コリンズは、抑圧の複雑性を明らかにするため「支配のマトリックス」という語を用いる。この支配のマトリックスは、①個人的な経歴、②人種、階級、ジェンダーによって作られた文化的／共同体的文脈、③社会制度システムという3つのレベルから構成されていると主張する⁵¹。ここでコリンズは、抑圧が従来のフェミニスト理論のような「足し算モデル」ではなく、人種、階級、ジェンダーだけでなく年齢、性的指向、宗教、民族性といった他の抑圧要素とも連動しており、これらを包括的に捉えることの重要性を指摘した⁵²。

コリンズとスルマ・ビルゲは、2020年の著書において交差性を次のように定義する。交差性とは「交差する力関係が、多様な社会における社会的関係や、日常生活における個人の経験にどのような影響を与えるかを探る。交差性は、分析ツールとして、人種、階級、ジェンダー、セクシュアリティ、国籍、能力、民族、年齢、その他のカテゴリを、相互に関連し、相互に形成し合うものとみなす。交差性は、世界や人びと、そして人間の経験における複雑さを理解し説明する方法である」⁵³。さらに、障がいの有無、宗教、種（人間かそれ以外か）なども交差性のリストに加える論者もいる。

それでは、交差性は法的権利に対してどのような寄与が可能だろうか。コリンズとビルゲの定義によれば、交差性はいまだ調査、説明のためのツールにとどまっている印象も受

⁵⁰ Kimberle Crenshaw, “Demarginalizing the Intersection of Race and Sex: A Black Feminist Critique of Antidiscrimination Doctrine, Feminist Theory and Antiracist Politics,” *University of Chicago Legal Forum*, Volume 1989, Issue 1, p. 140.

⁵¹ Patricia Hill Collins, *Black Feminist Thought: Knowledge, Consciousness, and the Politics of Empowerment*, Unwin Hyman, 1990, p. 227.

⁵² *Ibid.*, p. 225. さらにコリンズは、この概念はすべてのグループがさまざまな量のペナルティと特権の両方を持っているというスタンスを示すとする。たとえば、白人女性はジェンダーにおいては抑圧された存在だが、人種においては特権を持っている。すなわち、抑圧者と被抑圧者という両方の立場を同時に持ちうることを指摘した (*ibid.* p. 234)。

⁵³ Patricia Hill Collins and Sirma Bilge, *Intersectionality*, 2nd ed., Polity, 2020, p. 2. 2016年に刊行された第1版における定義と異なる主な点は以下のとおり。①具体的なカテゴリが列挙されている、②力関係 (power relation) についての明確な言及、③社会関係だけでなく個人の生活へ影響を及ぼす点を指摘、④位置づけを分析ツールというだけでなく、複雑性を説明し理解する方法であることを付加。

ける。アイルランドの法学者ジョアンヌ・コナハンは、「交差性」のアプローチによって生み出された概念的・分析的枠組みは、女性の経験する複雑で多様な不平等が顕在化するという課題に対して適切であるとは言えないと主張する⁵⁴。それは、これまでの交差性の議論では、不平等が生み出される構造、過程、実践、制度（これらには、歴史、経済、政治などが含まれる）が十分に考慮されていないこと、また交差性が法にルーツを有しており、これらを踏まえた上で法の役割と可能性を検討すべきであると主張する⁵⁵。批判的人種理論の提唱者であるリチャード・デルガドも、交差性を制約なしに適用すると、無限にサブカテゴリを生み出す結果となり、政治や法に適用することはできないと主張する⁵⁶。

一方、マッキノン⁵⁷は、交差性に関して重要なのは、それが私たちの世界で何をしているか、どのように世界中を巡り、人権擁護のために使われているかであり、単にそれが何を言っているかではない、と主張する⁵⁷。またボニー・ソントン・ディルとマーラ・H・コールマンは、交差性の知識は、多様な背景を持つ人びとの日常生活に根ざしているため、法も含め、理論と実践を結び付ける重要なツールであるとみなしている⁵⁸。

上述のように、交差性における議論を法的権利に適用することの可否については両論ある。ただしこれまでのフェミニズム法学における議論を見る限り、ある程度の単純化を許容することで交差性理論を部分的に適用する可能性はあるようだ。単純化についてはさまざまな問題を含んでおり、単純化によって法的権利への適用が達成されたとしても、それはゴールではなくスタートだろう。むしろ交差性概念からすれば、法的権利への適用に完成はないことに意義があるのかもしれない。

それでは、フェミニズムにおける交差性概念は、動物の権利についての議論に対し、どのように寄与することが考えられるだろうか。先にも述べたとおり、近年は「種」を交差

⁵⁴ Joanne Conaghan, "Intersectionality and the Feminist Project in Law," In *Intersectionality and Beyond: Law, Power and the Politics of Location*, Emily Grabham, Davina Cooper, Jane Krishnadas, Didi Herman eds., Routledge, 2008, pp. 21-2.

⁵⁵ Ibid., p. 22, p. 41.

⁵⁶ Richard Delgado, "Rodrigo's Reconsideration: Intersectionality and the Future of Critical Race Theory," *Iowa Law Review*, Volume 96, 2011, pp. 1263-6.

⁵⁷ Cf. B. T. Dill & M. H. Kohlman, "Intersectionality: A Transformative Paradigm in Feminist Theory and Social Justice," In *Handbook of Feminist Research: Theory and Praxis*, SAGE Publications, 2011, p. 157.

⁵⁸ Ibid., pp. 161-2.

性の要素の一つとして挙げる論者もいる。キャロル・アダムズは、女性を動物のように見ることと、動物を女性化して見る文化的イメージを指摘する。女性は動物に近いものとみなされ、動物はポルノグラフィックな表象において、女性に譬えられる。ここでは、女性に対する性的暴力の文化的イメージと、動物の屠殺・肉への解体はオーバーラップしている⁵⁹。さらにアダムズとドノヴァンは、性差別と種差別の間には重要な交差性があり、人種、国籍、階級、種の交差性について考察を深めるべきであると指摘する⁶⁰。

またマニーシャ・デッカはアダムズの議論を参照しつつ、人種、ジェンダー、種に加えて宗教を含む文化も交差することを主張し、これらの相互作用によって形成される「交差性マトリックス」として「人種・文化・ジェンダー・種システム」を提唱する。ここで興味深いのは、デッカが人権と動物の権利を考察しつつ、従来のフェミニズムにおける交差性の議論が、権力の多次元性と、社会における場所と経験を生み出す相互構成力に注目した結果、差異の特定に重きを置き、排除の領域を自ら作り出していると指摘している点である⁶¹。このことからデッカは、従来の交差性理論は動物と人間の境界線に依存していると批判する⁶²。そして、交差性理論自体がポストヒューマニズムを志向し、その分析に種を統合する必要があると主張する⁶³。

しかし筆者の見解では、従来の交差性理論に単純に「種」を追加することには困難な点もあると思われる。女性と動物に対する抑圧は同根であるという主張は首肯できるが、動物のなかでも、繁殖などにおいて雌の動物がより搾取を受けているといった理解については疑問が残る。雌であるということを社会的・文化的性差であるジェンダーと同等のものと捉えてよいかという問題があるし、また生まれて間もなく殺処分される採卵鶏の雄などを想定すれば、雄の動物に対する抑圧や搾取が、雌に比して少ないということは想定しに

⁵⁹ Carol J. Adams, *The Sexual Politics of Meat: A Feminist-Vegetarian Critical Theory*, 20th Anniversary Edition, Continuum, p. 50ff. (キャロル・J・アダムズ『肉食という性の政治学』鶴田静訳、新宿書房、42頁以下)

⁶⁰ Carol J. Adams and Josephine Donovan eds., *Animals and Women: Feminist Theoretical Explorations*, Duke University Press, 1995, p. 7.

⁶¹ Maneesha Deckha, “Intersectionality and Posthumanist Visions of Equality,” *Wisconsin Journal of Law, Gender & Society*, Volume 23, 2008, p. 266.

⁶² Ibid., p. 266.

⁶³ Ibid., p. 267.

くいからである。

一方、人間の持つ動物性が、差別の要素とされてきたことは間違いないだろう。マーサ・ヌスバウムは、人間が持つ生物としての側面である動物性が、ある特定の人びとを社会から排除するために用いられてきたことを指摘する⁶⁴。実際、異なる民族の人びと、異なる文化や宗教を持つ人びと、障がいを持つ人びとはより「動物」に近い存在とみなされ、「動物」のように扱われて、差別されてきた。もし種の差異に基づく人間と動物との断絶を肯定するならば、人間同士の断絶をも生み出すことになる。また、障がい者の解放と共に動物の解放を唱えるスナウラ・テイラーは、障がい者を動物に譬えて、動物のように扱う「動物化」が歴史的になされてきたことを挙げ⁶⁵、人間が持つ動物としての性質をなきもののようにな否定的に扱うという点で、障がい者の抑圧と動物の抑圧は同根であることを指摘する。彼女によれば、障がい者の解放は動物の解放なくしてあり得ない。テイラーは、他者への思いやり（compassion）を「限られた資源」として捉えるべきではないと述べている⁶⁶。

さまざまな事例からも分かるように、動物性と紐づけられた抑圧は、人種、民族、障がいの有無、宗教、文化など幅広い範囲に存在する。動物性は、人種などの要素と交差連動しているが、人種などの概念とは独立して考察されるべき概念である。なお、交差性概念は、成立経緯や構造を考慮すると、第一に人間の抑圧を評価、説明する概念として考えることが妥当であると思われる。

しかし、動物性を交差性の評価軸として加えることで、ある特定の人びとに対する抑圧が説明されると同時に、ある特定の動物に対する抑圧の証明にもなる。たとえば、特定の人種をサルに紐づけて揶揄したり、特定の民族をイヌに紐づけて差別したりすることは、その人種や民族に対する抑圧であると同時に、そのような抑圧を行う者がサルやイヌの地

⁶⁴ Martha C. Nussbaum, "Compassion: Human and Animal," In *Species Matters: Humane Advocacy and Cultural Theory*, Marianne DeKoven and Michael Lundblad eds., Columbia University Press, 2015, pp. 143-5, p. 159.

⁶⁵ Sunaura Taylor, *Beasts of Burden: Animal and Disability Liberation*, The New Press, pp. 103-10. (スナウラ・テイラー『荷を引く獣たち—動物の解放と障害者の解放』今津有梨訳、洛北出版、177～190頁)

⁶⁶ Ibid., p. 146. (同書、247頁)。

位を不当に貶め抑圧していることの証にもなるのではないか。逆に言えば、サルやイヌを抑圧してきたからこそ、特定の人びとの動物性をサルやイヌに結び付け、差別してきたのである。このような動物たちへの抑圧は、差別されてきた人びとの負ってきた交差的抑圧に連動するように増幅される恐れすら考えられる。デッカによれば、人種差別は種差についての理解によって形作られるため、人間と動物の分断を意識的に壊すことなくして、人種差別を根絶することはできない⁶⁷。デッカに倣い、ある人びとに対する抑圧を解消するためには、その人びとに対する抑圧への直接的な対応と同時に、動物性を考慮しつつ、動物たちを人間による抑圧から解消することが必要ではないだろうか。特定の人びとの抑圧が動物性に紐づけられている場合、紐づけられた動物性を象徴する動物たちに適切な地位を与えることで、動物に対する差別だけでなく人間に対する差別を解消へと向かわせる可能性を開くことも考えられるからである。

おわりに

ここまで、フェミニズム思想における関係性、感情、交差性についての近年の議論を確認した。フェミニズム思想における関係的権利は、権利者の範囲を人間が保有する能力との類似性から規定するのではなく、繋がりとしての関係性を基盤とし、その範囲も可変的で柔軟なものであった。また、フェミニズム法学では、理性か感情かという二項対立を超え、怒りや恐怖といった感情だけでなく、混乱、驚き、まごつきといった一元的に説明しきれない複雑な感情についても、法との関係を丁寧に論じようとしていた。交差性概念は、すべての相互作用や因果関係を説明しきれないほどに、その要素を拡大しつつあるが、むしろその「ブラックボックス化」を肯定的に捉えつつ、交差性概念そのものをも変容させる議論さえも内包する。ここから読み取れるフェミニズム思想の特徴とは、単一の解や二元論的対立ではなく、複雑なものを複雑なままに捉えようとする姿勢であり、オープンエンドな結論である。また、思想として、柔軟さや変化を肯定し、実践と理論とを往復する性質を持つ。

⁶⁷ Maneesha Deckha, “The Salience of Species Difference for Feminist Theory,” *Hastings Women’s Law Journal*, Volume 17, No.1, 2006, p. 37.

最後に、動物の権利概念に対するフェミニズム思想の可能性について、筆者の見解を述べる。フェミニズム思想における、関係性、感情、交差性といった概念は、「権利かケアか（また、理性か感情か）」といった二元論に回収されない議論を提示している。それゆえ、フェミニズム思想は（とりわけ近年の非二元論的議論を考慮すると）ケアだけにとどまるものではなく、権利にも関係してくることは確かである。実際のところ、関係性、感情、交差性の概念は（本稿では必ずしも議論を十分に紹介できたわけではないが）、従来の権利概念への批判を含んでいる。

しかし、筆者の見解では、関係性、感情、交差性といったフェミニズム思想は、直接的には新たな動物権利論を提示することはないだろう。先に述べたとおり、フェミニズム思想の近年の議論を概観する中で浮上してきた一つの特徴は、実践と理論との往復と、オープンエンドな結論であった。それゆえ、フェミニズム思想は単一の結論を性急に提示することはない。フェミニズム思想は、偏った権力構造（それは男性であったり、健常者であったり、場合によっては人間であったりする）に依存した社会システムに対して人びとの目を開かせ、そこから脱するために、当事者を含む多くの者たちが参加する議論を促す性質を持つ。関係性、感情、交差性といった概念は、我々が社会において「動物の権利」を議論する際に見落としてしていた事柄に気づかせ、考慮すべき新たな視点を提供してくれるものではないだろうか。関係性、感情、交差性といったフェミニズム思想は、新たな動物の権利概念そのものを提示するのではなく、動物の権利概念の議論に有意義な視点を提示すると考えられる。

そして、フェミニズム思想が指摘する課題について社会の中で熟議がなされることで、これまでとは異なる視点から動物の権利が提示される可能性はあるのではないだろうか。また、本稿の冒頭で紹介した、従来のフェミニズムに依拠した動物倫理に見られたような「権利かケアか」という二元論を超えた、動物への新たな倫理的配慮を模索する基盤となるかもしれないと考えられる。